

公私立高校協調を基本とした、  
今後の生徒急増・急減期における  
府立高等学校の整備のあり方  
について (中間答申)

昭和 58 年 7 月 13 日

大阪府学校教育審議会

昭和58年7月13日

大阪府教育委員会  
委員長 若槻哲雄 殿

大阪府学校教育審議会会長  
兼 中等教育分科会会長  
金子照基

公立私立高校協調を基本とした、今後の生徒急増・急減期における府立高等学校の整備のあり方について

(中間答申)

本審議会は、大阪府教育委員会から「公立私立高校協調を基本とした、今後の生徒急増・急減期における府立高等学校の整備のあり方について」諮問を受け、昭和57年8月以来、中等教育分科会において慎重な審議を行った結果、次のような中間のまとめを得たので答申します。

## はじめに

本審議会は、昭和57年8月、大阪府教育委員会から「公立高校協調を基本とした、今後の生徒急増・急減期における府立高等学校の整備のあり方について」諮問を受けた。

本府においては、昭和23年に新制高等学校が発足以来、進学率の上昇に加えて社会経済の発展に伴う大幅な人口増加が重なり、一時の減少期を除き、高等学校就学者数は増加の一途をたどった。

とりわけ、昭和30年代の後半には、戦後のいわゆる団塊の世代といわれた人たちが高等学校の就学年齢に達し、学校の新増設や学級増などによる高等学校急増対策が実施された。

その後、本府においては、昭和40年代後半以降、人口の社会増に伴う中学校卒業者数の増加傾向が続き、進学率も上昇を続けたため、府立高等学校の新増設が相次ぐなど、高等学校就学対策は、本府教育行政の重要な柱の一つとして推進されてきたところである。

今後の中学校卒業者数の動向をみると、昭和58年から始まった大幅な増加期が60年代前半まで続き、その後は、従来にはみられなかったような急速でかつ激しい減少期に入るものと予測されている。

このため、急増期においては、今後とも生徒受入れ増を図らな

けれどもならないが、それは同時に、その後の急減期における対応についても見通しをもった対策でなければならず、教育行政や私学の関係者が苦慮しているところである。

本審議会に与えられた課題は、このような状況を踏まえながら、

- ① 公私協調を基本とする高等学校就学対策を進めるに当たり配慮すべき事項
- ② 急減期を見通した急増期の府立高等学校における受入れ対策のあり方
- ③ 今後の本府における高等学校教育の充実策

について、多角的・総合的に検討し、そのあり方を提言することである。

本審議会中等教育分科会においては、諮問事項の趣旨にそって慎重に研究・協議を重ね、本府高等学校就学対策の現状、高等学校教育の実情及び今後の中学校卒業生数の動向等を分析・検討するとともに、高等学校教育に対する府民の要望や、高等学校建設用地の事情などにも留意しながら、昭和60年度以降の生徒急増に対応する高等学校就学対策のあり方及びこれを推進するに当たって配慮すべき事項について、中間のまとめを行った。

なお、引き続き、急減期における公私協調に基づく高等学校教育のあり方について、さらに審議を進めることとしている。

## I 本府における今後の高等学校就学対策に係わる現状と問題点

### 1 府内公立中学校卒業生数の動向について

今後の府内公立中学校卒業生数は、昭和59年度には前年度に比べ約5千人、昭和60年度から63年度までの間にはさらに7千数百人増加して、約14万7千人に達するものと予測されるが、その後は急減に転じ、昭和70年度には、ピークと見込まれる63年度に比べ約5万人減少し、中学校卒業生数は9万5千人前後になるものと推計されている。

中学校卒業生数の増加状況を年度別にみると、昭和60年度は59年度とほぼ同数、昭和63年度も62年度とほぼ同数であるとみられ、7千人を超える増加数の大部分は、昭和61・62両年度に集中している。

また、中学校卒業生数の動向は、通学区域によっても相当な差異がみられ、これを昭和59年度と63年度との比較でみると、2、4、8、9の各区において増加が著しく、1、7区においてはやや増加、5区はほぼ横ばい、3、6区は減少傾向にあるといえる。

なお、この府内公立中学校卒業生数は、毎年実施される学校基本調査における府内公立小・中学校在籍児童・生徒数及び府

内出生届出数に基づき、過去数箇年の傾向を加味して推計されたものであり、将来の社会変動等によって若干の変化が見込まれることに留意しておく必要がある。

## 2 公私協調のあり方について

本府の高等学校教育は、かねてから公私立高等学校が、それぞれの特色を発揮しながら相協力して実施してきた経緯があり、高等学校受入れの全体計画の作成や、その推進に当たっても、公私が協調して対処してきたところである。

特に、中学校卒業者数の急増・急減に対応する高等学校就学対策については、本府が直面する重要かつ緊急な課題の一つであるとの認識のもとに、昭和53年、関係者による公私立高等学校連絡協議会が組織され、積極的な協議が行われてきた。

その結果、当面は従来の進学率90.3%を維持することとし、昭和58・59両年度について、私立高等学校は、府の助成を得て進学見込者数増加分の20%の受入れ増に努め、公立高等学校は、残り80%の受入れ増を図ることで、関係者の合意が整い、それぞれの計画達成にむけて格別の努力が重ねられているところである。

昭和60年度以降の中学校卒業者数の増加に伴う受入れ計画についても、上記のような合意事項のもとに、引き続き協議が

継続されているところであるが、今後とも、私立高等学校に対する府の助成に十分配慮しながら、公私の受入れ分担等について、可能なかぎり早期に協議を整える必要がある。

### 3 進学率の動向について

我が国では、近年、高等学校への進学率が急激に上昇し、中学校卒業者の大多数が高等学校へ進学するようになったが、本府においても、公立中学校卒業者の全日制高等学校への進学率は、昭和30年代から上昇を続け、昭和40年代後半に90%を超え、昭和50年度には最高の91.9%に達した。その後は、やや低下の傾向を示しているが、ほぼ90%前後で推移している。

本府の財政再建計画に関連して、昭和54年に作成された昭和55年度から59年度までの受入れ計画においては、当時の、府内公立中学校卒業者の全日制高等学校への進学率の実績である90.3%を維持することを前提としているが、昭和60年度以降の急増期を中心とする当面の受入れ計画を作成するに当たっても、本年度の実績を含む最近の進学率の傾向及び高等学校教育の実情等を勘案して検討する必要がある。

#### 4 用地事情等の制約について

本府の土地面積は全国で最も狭小でありながら、人口は非常に稠密であり、人口密度は東京と並んで著しく高い。しかも、人口集中地域は府域面積の半ば近くを占め、都市化の進行が顕著である。

このような本府の用地事情のもとで、過去10年間に60数校にも及ぶ府立高等学校を新設してきたところであるが、現在では、従来から高等学校用地面積の一応の基準とされている約3万3千平方メートルの土地を、比較的交事情の良好な地域に取得することは、極めて困難になりつつある。

高等学校用地の選定に当たって考慮しなければならない重要な要件の一つは、既設の公立高等学校の配置状況を勘案しながら、高等学校の適正配置に努めることであるが、高等学校を建設することが望ましいと思われる地域は、いずれも人口過密と都市化の進行によって、用地は少なくなり、それにつれて地価が騰貴し、用地の取得に要する費用が年々増加して、本府の財政上の大きな負担となっている。

そのうえ、希少な土地をめぐる土地所有者の協力も得がたい場合が多く、高等学校建設用地を取得することは、今後一層困難になるものと考えられる。



## 5 教員定数について

公立高等学校の教員定数は、法の規定に従い、学級数を基礎として定められている。

今後の生徒数増加に伴って、高等学校の学級数が増えれば、教員定数はさらに増加することとなり、将来の生徒減少期には大幅な過員を生じるおそれがある。

このため、今後の生徒受入れ増のあり方を検討するに当たっては、将来の教員の過員問題も十分考慮に入れておかなければならない。

## 6 高等学校教育に対する要望の多様化について

近年、高等学校の普通科を卒業してただちに就職する者の割合が年々増加していることや、職業科高等学校への志願者が漸増していることなどからみて、高等学校において、職業人としての資質の育成を目指した教育を拡充するよう要請されていると考えられる。

また、最近の社会情勢や本府の産業構造の変化に対応するため、職業科高等学校における専門教育の充実についても、検討が求められている。

本府知事室広報課の行った高等学校教育に関する世論調査の結果をみても、保護者や府民が望ましい高等学校として描いて

いるイメージは多様であるが、概していえば、高等学校教育に対する期待と関心は極めて高く、豊かな人間性の育成と社会人としての必要な能力の涵養を目指して、教育内容の充実を図ることが求められていると考えられる。

今後の高等学校受入れ計画の作成に当たっては、生徒・保護者の高等学校教育に対する要望や社会的要請をも勘案する必要がある。

## II 生徒急減期を見通した急増期の高等学校への受入れの方法と問題点

今後の生徒急増期において、高等学校への生徒の受入れ増を図るための方法については、教育指導上の観点のほか、中学校卒業者の将来における急減の状況、公私の協力のあり方、高等学校への進学率の動向、用地事情等の制約、高等学校教育に対する要望及び教員定数問題等、本府の高等学校就学対策に影響を及ぼす諸点についても留意して協議した結果、次に述べるような4種類の方式にまとめられた。

これらの方法の実施の適否について、本府の実情に照らして検討を重ねたところ、いずれの方法についても、利点と配慮を要すると考えられる問題点とが指摘される。

### 1 学校新設について

本府においては、高等学校への生徒受入れ増を図るため、従前は、主として学校新設で対応する方法がとられ、その建設に非常な努力が払われてきたところである。今後においても、生徒の増加状況からすれば、引き続き学校新設をすすめることが最も一般的なあり方であるといえよう。

しかしながら、学校建設が望ましいとされる地域において、

教育環境や通学の便が比較的良好で、しかも、既設の私立高等学校との間に配置上問題を生じるおそれがない所に、適切な面積の用地を取得することは、今や、極めて困難な実情にある。

また、将来の生徒減少期においては、公立高等学校の学級定員及び学級数の引下げ等が行われるものと考えられるので、そのような措置によって、各学校の教室に多少のゆとりができることになるが、生徒の減少傾向からみて、今後学校を新設すれば、それに応じて、将来遊休施設が増加するものと考えておかねばならない。

なお、学校施設が遊休化した場合、いったん設置された学校を廃止することは、在籍する生徒はいうまでもなく、当該高等学校の卒業者に与える心情的な影響などを考えると容易ではあるまい。

学校の廃止が困難であるとすれば、今後学校を新設するについては、将来校舎の一部を他の施設に転用することを考慮しておかねばならないが、学校の施設を他に利用することは、相当な困難を伴うものと考えられる。

さらに、中学校卒業生数の増加に対応して、受入れ増の措置を講じなければならない期間は数年間であるので、このために、学校を新設することにより多額の費用を投入することは、本府の財政事情から考えて、慎重な配慮を必要としよう。

## 2 分校・分校舎新設について

将来、生徒減少期において、その施設を廃止することを前提として、既設高等学校の分校・分校舎を建設し、生徒受入れ増を図る方法である。

(分校とは、現在設置されている府立高等学校の分校のように、分校へ入学した生徒が、原則として、卒業までその施設で学校生活を送る形態をいい、分校舎とは、入学から卒業までの一部の期間を分校舎で、他の期間を本校で過ごす形態をいうこととする。)

この方法で生徒受入れ増を図るとすれば、施設建設のための1校当たりの用地面積は、学校新設に比べれば少なく済み、用地取得が比較的容易であり、数年間の利用であることから他の目的のための府有地を一時的に使用してもよく、校舎建設にも比較的簡易な方式を導入し得ると考えられる。

また、将来の生徒減少期において、廃止することが比較的容易であることなどの利点もある。

しかし、急増期をこの方式のみで対応するとすれば、総量としての用地面積は、学校新設に比べてむしろ多くなることや、教育課程実施上必要な特別教室・運動場のほか、学校管理上不可欠な施設等、相当の施設・設備を整備しなければならず、特に分校建設の場合には、本校に準じた施設・設備を整える必

要があるなど、効率的には問題があろう。

また、用地を取得して建設したとすれば、将来施設を撤去した跡地の利用・転用等の見通しを立てておく必要がある。

なお、分校舎建設で生徒受入れ増を図ることについては、当該高等学校の各学年の学級数が拡大し、それに伴って、学校の教育経営や生徒指導の上で、困難を生じるおそれがあると考えられる。

現在、府立高等学校の中には、敷地が狭隘で、しかも施設が相当老朽化している学校が見受けられる。これらの学校について適切な土地に従来方式による校舎を建設し、これを急増期には分校又は分校舎として使用し、その後の減少期においては、新しい校舎に本拠を移し、従来の施設を廃止するという方法も考えられるが、このことも検討に値しよう。

### 3 増学級（特別教室等転用・仮設教室増設）について

既設の高等学校において、特別教室等既存の施設を転用するか、又は、仮設教室を増設することによって、学級の増を図る方法である。

本府の公立中学校卒業生数は、昭和30年代の後半においても急激に増加したが、当時、生徒受入れ増を図るために、学校新設とともにこの方法が実施され、教室の増築や特別教室の

転用等による学級増は、約 90 学級に及んだ。

その後、中学校卒業生数は減少に転じたが、昭和 40 年代の末から再び増加しはじめ、さらに、進学率の上昇、法の定めによる学級定員引下げ等の事情もあって、相当数の学級増が図られなければならない実情にあった。

このような状況に対応して、本府においては、従前の規模より大きい 36 学級規模の高等学校が多数新設されたほか、既設校についても、増改築によって学校規模が拡大され、府立高等学校の約 3 分の 2 に当たる 95 校が、すでに 36 学級という大規模校となっている。

特別教室等の転用や仮設教室の増設によって、生徒受入れ増を図る方法には、新たに施設建設のための用地を取得する必要がないことや、仮設教室を建設しても、将来、撤去又は校内における転用が容易であることなどの利点が考えられる。

しかしながら、公立高等学校について、1 学年 13 学級以上の規模をもつ学校は、一、二の例外を除いて全国的にみられないこと、現状の学校規模でも、指導上困難を生じている学校があり、さらに学校規模が拡大されることなどにより、指導上の困難さは、一層増大する可能性があることなどの問題点が指摘される。

なお、この方法を実施する場合には、教員配置等教育条件の

改善に特別の配慮をする必要があると考えられる。

#### 4 学級定員引上げについて

学級定員を引き上げることによって、生徒受入れ増を図る方法である。

現在の公立高等学校全日制課程の学級数からみて、かりに、全校全学級で学級定員を1人引き上げるとすれば、約40学級に相当する受入れ増が見込まれることとなる。

本府の公立高等学校全日制課程における学級定員については、法の定めに従って、昭和46年度から、普通科等にあつては原則として45人、その他の専門学科にあつては40人とされたが、その後の中学校卒業生数の増加等に対応して、やむを得ず昭和52年度から定員の引上げが行われ、現在、府立高等学校については、普通科は原則として47人、その他の専門学科は41人となっている。

学級定員を引き上げて、生徒受入れ増を図る方法については、新たに教室を増設する必要がないこと、それぞれの学校の生徒にとって教育条件の上で差異がないこと、さらに、基本的には教員定数が増加しないことにより、将来の過員対策の一助となることなどの利点があげられる。

しかしながら、現状でも本府の場合、法でいう学級編制の



標準を超えていることや、現状の学級定員でも、指導上困難を生じている学校があることなどを考えると、さらに学級定員を引き上げることは、教育指導上相当の問題点があると考ええる。

従って、この方法を実施する場合には、教員配置や学校管理費等について実態に応じた配慮を行うなど、教育条件の低下を防ぐための別途の措置を講じる必要があると考ええる。

### Ⅲ 今後の生徒急増期における高等学校 就学対策のあり方について

#### 1 高等学校就学対策作成上の基本的事項について

(1) 今後の府内公立中学校卒業生数の動向に基づいて、生徒急増に対応し、高等学校への受入れ増を図らなければならない期間は、昭和60年度から63年度までであるが、中学校卒業生数の状況からすれば、昭和61・62の両年度の受入れ対策が中心になるものと考えられる。

(2) 府内公立中学校卒業生の、全日制高等学校への公私を含めた受入れ計画を作成するに際しては、計画の基本になる進学率を定める必要がある。

この進学率については、従前から、本府の高等学校就学対策を立案するに当たり、過去の進学率の実績を踏まえるとともに、高等学校教育の実情にも配慮して決定されてきたものであるが、諸般の状況を考えると、当面は従来の方針を踏襲することが適当であろう。

(3) 昭和60年度については、中学校卒業生数が59年度とほぼ同数であるため、公立高等学校における受入れ増を図るための特別な対策は必要でないこととなる。

しかし、昭和60年度の公私の受入れ分担のあり方等につ

いては、現在のところ、関係者間の協議が整っていないので、今後、公私立高等学校連絡協議会において検討を深め、早急に適切かつ妥当な結論を得るよう努めるべきである。

また、昭和61年度以降についても、将来の生徒急減期における公私協調の見通しを立てつつ、急増期における公私の分担について、早期に調整がなされなければならない。

なお、私立高等学校の受入れ増に対しては、府の助成について配慮しておく必要がある。

## 2 生徒受入れ増の具体的な方策について

(1) 今後の府内公立中学校卒業生数の動向は、年度ごと及び通学区域ごとに相当の差異がみられるので、それぞれの状況の的確な把握に努め、適切に対処することが必要である。

(2) 生徒受入れ増を図る方法については、① 学校新設 ② 分校・分校舎新設 ③ 増学級 ④ 学級定員引上げの4種類の方式が考えられるが、これらのうち、いずれか一つの方式によることは困難であると考えられるので、種々の状況を勘案のうえ、いくつかの方式を併用した適切な対策を講じることが妥当ではないかと考える。

その際、将来の生徒減少期において学校の施設が遊休化し、そのため既設の高等学校が廃校となることのないよう

十分留意して、具体的な方法を決定すべきである。

- (3) 従来から、本府においては、高等学校の新設等生徒受入れ増のための対策を講じるに当たり、中学校卒業生の普通科志向が強かったことから、主として普通科の学級増が図られてきたが、生徒・保護者の要望や高等学校教育に対する社会的要請の変化に配慮して、職業科高等学校においても、受入れ増を図るよう検討する必要があると考える。
- (4) 中学校卒業生数が急増する時期において、その受入れ推進を図るため、やむを得ず、一時期さらに学校規模を拡大したり、学級定員を引き上げたりする措置をとる場合にあっては、将来の生徒減少期には、速やかに学校規模及び学級定員を適正なものに改めるよう努めなければならない。
- (5) 中学校卒業生数が急増し、その後急激な減少が続くことに伴って、将来の生徒急減期において教員に過員を生じることが予測され、深刻な問題として今から憂慮されるので、将来の教員定数対策を見通した急増期の生徒受入れ対策と教員採用計画を作成することが必要であると考えます。
- (6) 中学校卒業生数の増加に対応しなければならない期間が数年間であること、その後に生徒数が急激に減少する時期を控えていることに留意し、具体的な方法を決定するに当たっては、本府の財政事情にも十分配慮することが望ましい。

(7) いずれの方法をとるにしても、生徒急増期であるがために教育条件の極端な悪化を来たさないよう、可能なかぎり施設・設備や教員配置等の教育条件の整備に努めるよう、特に希望する。

## 参 考 資 料

- 資料 1 府内公立中学校卒業生数（推計）
- 資料 2 府内公立中学校卒業生数の学区別の動向（実績及び推計）
- 資料 3 府内公立中学校卒業生数（実績）、高等学校進学率（全日制）、公立高等学校募集人員及び学級定員等の推移
- 資料 4 府内公私立高等学校（全日制）の設置数
- 資料 5 大阪府学校教育審議会中等教育分科会委員名簿

府内公立中学校卒業生数（推計）

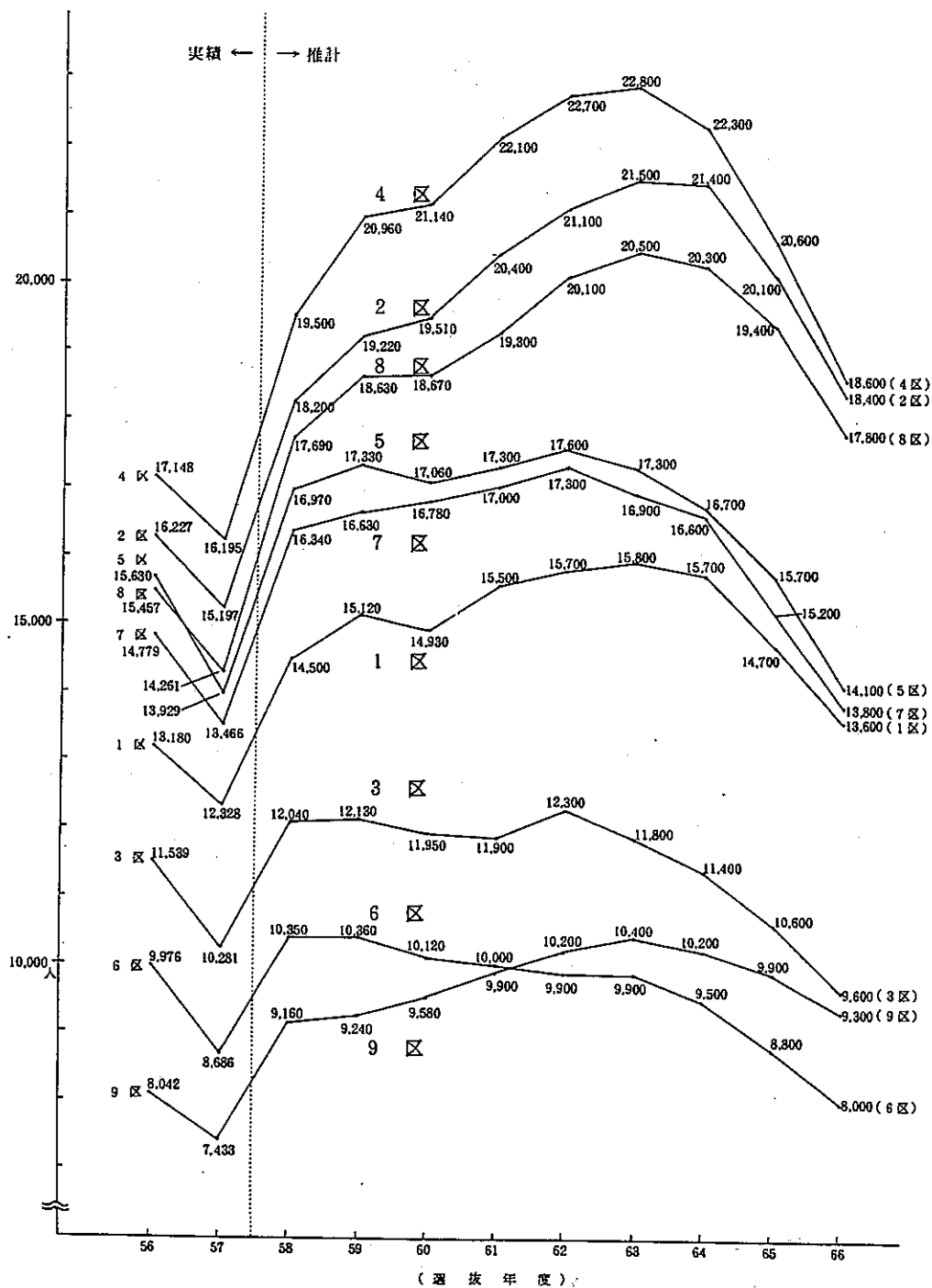
選 抜 年 度	府内公立中学校卒業生数	前 年 度 比 増 減
5 6(実績)	1 2 2, 0 1 2	0
5 7(実績)	1 1 1, 8 1 5	△ 1 0, 1 9 7
5 8	1 3 4, 7 7 0	2 2, 9 5 5
5 9	1 3 9, 6 3 0	4, 8 6 0
6 0	1 3 9, 7 5 0	1 2 0
6 1	1 4 3, 4 0 0	3, 6 5 0
6 2	1 4 6, 9 0 0	3, 5 0 0
6 3	1 4 6, 9 0 0	0
6 4	1 4 4, 1 0 0	△ 2, 8 0 0
6 5	1 3 5, 0 0 0	△ 9, 1 0 0
6 6	1 2 3, 2 0 0	△ 1 1, 8 0 0
6 7	1 1 2, 0 0 0	△ 1 1, 2 0 0
6 8	1 0 9, 0 0 0	△ 3, 0 0 0
6 9	1 0 2, 0 0 0	△ 7, 0 0 0
7 0	9 5, 0 0 0	△ 7, 0 0 0

(注) 昭和58年度～66年度の中学校卒業生数は、昭和57年5月1日現在  
 在学基本調査による府内公立小・中学校在籍児童・生徒数から推計し  
 た。

また、昭和67年度～70年度の中学校卒業生数は、昭和51年度～  
 54年度における府内出生届出数から推計した。

府内公立中学校卒業生数の学区別の動向（実績及び推計）

（昭和56年度～昭和66年度）





〈資料3〉

府内公立中学校卒業生数(実績)、高等学校進学率(全日制)、  
公立高等学校募集人員及び学級定員等の推移

選抜 年度	公立中学校 卒業生数	全 日 制 進 学 率	府立高校 新 設 数	公立高校全日制課程		左記の学級定員		
				募集人員	募集学級数	普家商	農 工	食衛美体
35	76,430人	61.1%	校	26,005人	543校	50人	40人	—人
36	64,375	64.9		25,965	543	50	40	—
37	86,970	68.5		28,565	596	50	40	—
38	121,056	69.3	9	41,631	859	50	44	—
39	120,017	71.3		41,681	860	50	44	—
40	113,504	72.3		41,727	861	50	44	—
41	102,092	73.1		38,840	818	50	40	—
42	92,816	75.7	2	38,040	800	50	40	40
43	87,170	78.8	1	37,214	809	48	40	40
44	83,989	81.5	1	37,309	824	47	40	40
45	82,697	84.0	1	37,826	835	47	40	40
46	81,515	87.4	3	38,460	877	45	40	40
47	81,598	89.6	3	39,855	908	45	40	40
48	83,030	90.6	5	42,290	962	45	40	40
49	92,257	90.6	12	49,620	1,125	45	40	40
50	92,110	91.9	4	51,240	1,161	45	40	40
51	95,797	91.4	6	54,900	1,242	45	40	40
52	101,003	90.3	6	59,562	1,321	46	40	40
53	108,483	90.2	9	65,546	1,424	47(46)	41(40)	41
54	112,139	90.3	4	67,903	1,474	47(46)	41(40)	41
55	122,012	89.8	10	75,364	1,633	47(46)	41(40)	41(40)
56	122,012	89.7	1	75,364	1,633	47(46)	41(40)	41(40)
57	111,815	89.7		69,501	1,507	47(46)	41(40)	41(40)
58	134,770人		10	83,806	1,813	47(46)	41(40)	41(40)
59	139,630人		予定 6					
備 考	昭和58・59 年度の中卒者 数は、昭和57 年5月1日現 在の学校基本 調査による府 内公立中学校 在籍生徒数か ら推計したも の。	府内公 立中学校 卒業生の 高校全日 制課程 (含高専) への進学 率		府立高専を含まない。		( )内は、 市立高校 商業科の 学級定員	( )内は、市立 高校の学級定員	

府内公立高等学校（全日制）の設置数

昭和58年度

設置者別		本校・分校別	全 日 制 の 課 程	
			本 校	分 校
公 立	府 立	1 4 6 校	2 校	
	市 立	2 4		
	小 計	1 7 0	2	
私 立		8 5	3	
合 計		2 5 5	5	

〈資料5〉

大阪府学校教育審議会中等教育分科会委員名簿

昭和58年7月現在

氏名	役職名	備考
伊賀節郎	私立樟蔭東中・高等学校校長	
岡野修身	大阪府PTA協議会会長	
岡本千秋	ミード社会館館長	
片山久男	池田市教育委員会教育長	58年5月から
金子照基	大阪大学人間科学部教授	
佐野善之	サントリー文化財団専務理事	
佐山滋	大阪府立高等学校教職員組合書記長	
重山重治	私立愛泉学園理事長	
高尾正二	前堺市教育委員会教育長	58年4月まで
高田昌亮	大阪府立高等学校PTA協議会副会長	
田中信治	大阪府立西野田工業高等学校校長	
玉置孝	大阪市教育委員会教育次長	
中村弘一	大阪市立都島工業高等学校校長	
成田基二子	大阪市PTA協議会副会長	
橋本徹	関西学院大学経済学部教授	
東谷敏雄	大阪教職員組合中央執行委員長	
前川嘉信	株式会社そごう顧問	
松浦宏	大阪教育大学教育学部教授	
森利一	前大阪市立松虫中学校校長	
山田郁生	大阪府立大手前高等学校校長	
綿奈部新	前東大阪市立盾津東中学校校長	